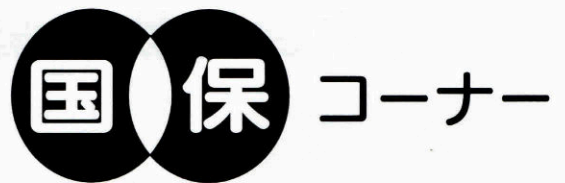
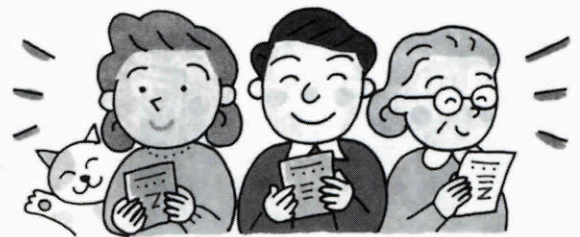
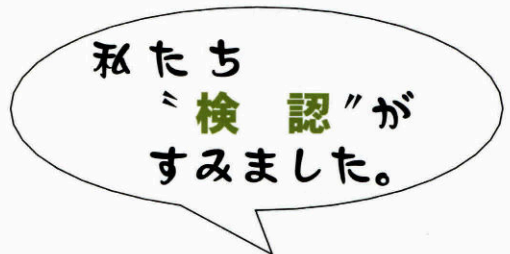


国民健康保険証の 検認を行います



住民税の申告相談会場において、
国民健康保険証の検認を行います。

国保に加入されている世帯の方は、保険証を持参して検認を受けてください。当日都合の悪い方は、有効期限内に役場保健課国保係の窓口で必ず検認を受けてください。



**保険証の有効期限は
平成12年3月31日です。**



**国民年金の
保険料は
所得額から
控除されます。**

**“なに？なに？介護保険
おしえて！介護保険” 第6回**

質 問 _____

要介護度はどのようにして
決定されるのですか？

回 答 _____

要介護度は、介護認定審査会において、訪問調査員が行った調査の結果と主治医の意見書をもとに、公平公正に審査判定され、その結果に基づき町が決定します。

介護認定審査会では、全国一律の客観的な認定基準に基づいて、①「この人が介護保険の対象になるかどうか」、そして②「どれくらいの介護が必要か」が審査・判定されます。

また、認定審査は、町が任命した要介護者等の保健、医療、福祉に関する学識経験を有する委員が行います。

なお、当町では6名の認定審査委員が任命され、昨年10月より審査判定に当たっています。

追記：現在、4月1日より実施される介護保険制度に向けて、要介護・要支援認定申請を保健課にて、受付中です。

保健課 ☎ 43-2444

▶ 平成11年の保険料 ◀

月 額	定 額 (1月～12月)	13,300円
	定額+付加 (1月～12月)	13,300円 + 400円
年 額	定 額	159,600円
	定額+付加	164,400円

平成11年1月から12月の間に納めた国民年金の保険料は、税の確定申告の時に社会保険料控除として、全額課税所得から控除されることになっていきます。

自分の保険料だけでなく、家族の保険料や過去にさかのぼって納めた保険料についても控除されますので、忘れず申告してください。

なお、昨年の保険料は、表のとおりです。

国民年金相談日
2月28日(月)午後7時まで
住民課年金係 ☎ 43-0211